

平成 28 年度  
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 29 年 12 月

環境省 水・大気環境局 水環境課



# 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8
<図表編>		
表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 25 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成28年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係るがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

### （1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成29年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は259,571（261,563）（括弧内数値は平成28年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,301（3,361）、合計で262,872（264,924）であり、平成28年3月末時点と比較すると、特定事業場数は2,052件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は2（2）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は31,699（31,935）と全体の約12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排

水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,681 (3,785) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,966 (11,001) で全特定事業場数の約 4% であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,967 (4,118) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,614 (18,904) であり、全体の約 7% であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,813 (3,663) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 422 (432) であった。平成 29 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 29 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,952 (2,063) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 749 (840) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 28 (29)、793 (828) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,773 (2,920) であった。

なお、これら 1,952 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 181、霞ヶ浦 385、印旛沼 168、手賀沼 84、諏訪湖 66、野尻湖 0、琵琶湖 655、中海 102、宍道湖 115、児島湖 189 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗淨施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 192,183 であり、全特定事業場数の約 73% にあたる。

また、これら 192,183 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の事業場数は 173,065 であり、上位 10 業種全体の約 90% を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

### 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

#### (1) 水質汚濁防止法

##### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

平成28年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,159件、法第5条第2項に係る届出数は0件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は271件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は269件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,141件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

##### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 3 項）。

平成 28 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 28 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 12 件であり、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。また、法第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令、一時停止命令の件数は 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,818 件であり、公共用水域関係では 8,074 件、地下水関係では 744 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

平成 28 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 37,653 件、夜間立入が 510 件で立入件数は計 38,163 件であった。なお、38,163 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,090 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 28 年度における排水基準違反の件数は 2 事業場であり、違反摘発の契機について見

ると、都道府県の調査によるものが0件、海上保安庁の調査によるものが2件であった。

また、違反業種・施設名は、その他有機化学工業製品製造業、水産食料品製造業がそれぞれ1件であり、違反項目は水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、燐含有量が各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

## オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

平成28年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は253件（内訳：公共用水域関係226件、地下水関係27件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は18件（内訳：公共用水域関係16件、地下水関係2件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は212件（内訳：公共用水域関係184件、地下水関係28件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第18条）、平成28年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

## カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 28 年度における生活排水対策重点地域の指定は 1 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 1 件であった。なお、平成 29 年 3 月末現在、208 地域（41 都府県 333 市町村）で指定がされている。

## キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 29 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,104 であり、平成 28 年 3 月末時点（10,462）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東

京湾 1,506 (約 15%)、伊勢湾 3,095 (約 31%)、瀬戸内海 5,503 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 370 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 54 件であった。

## (2) 瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当りの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 275 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 428 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 28 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数も 0 件であった。なお、平成 28 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

### (3) 湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成28年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように233件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は192件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）はなかった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）及び湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成28年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 79 件、口頭による指導が 98 件で、内容は処理施設の改善が 57 件、その他が 120 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導、口頭による指導ともに 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法第5条第3項(②、④以外の有害物質使用特定事業場)	有害物質貯蔵指定事業場(うち有害物質貯蔵指定施設のみ)	
		①一日当たりの平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場		③一日当たりの平均排水量50m <sup>3</sup> 未満の事業場数			④うち有害物質使用特定事業場
A 平成29年3月末現在		262,872 (2)	31,699	3,681 (1)	227,206	10,966 (1)	3,967	3,813 (422)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	259,571 (2)	28,638	3,168 (1)	226,966	10,936 (1)	3,967	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,301	3,061	513	240	30		
B 平成28年3月末現在		264,924 (2)	31,935	3,785 (2)	228,871	11,001 (0)	4,118	3,663 (432)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	261,563 (2)	28,785	3,272 (2)	228,660	10,975 (0)	4,118	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,361	3,150	513	211	26		
対前年比 A/B		(99%)	(99%)	(97%)	(99%)	(100%)	(96%)	(104%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(99%)	(97%)	(99%)	(100%)		
	瀬戸内海法上の特定事業場	(98%)	(97%)	(100%)	(114%)	(115%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数							瀬戸内海海上の特定事業場					
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場		総数	瀬戸内海海上の特定事業場				
		総数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数		うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	総数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数
1	北海道	5,563	1,200	52	4,282	138	81	80	23					
2	青森県	3,920	343	12	3,577	63		8	1					
3	岩手県	4,730	618	42	4,085	118	27	56	6					
4	宮城県	4,410	414	33	3,994	110	2	31	5					
5	秋田県	3,117	546	35	2,571	80 (1)		10						
6	山形県	3,107	458	52	2,648	134	1	40	1					
7	福島県	5,941	810	160	5,131	230		68						
8	茨城県	7,286	799	125	6,475	176	12	171	13					
9	栃木県	7,256	973	66	6,274	158	9	68	4					
10	群馬県	3,130	550	62	2,569	99	11	36	1					
11	埼玉県	6,259	622	71	5,612	423	25	113	4					
12	千葉県	7,685	760	69	6,905	149	20	83	13					
13	東京都	2,608	94	11	1,370	274	1,144	151	28					
14	神奈川県	3,286	241	38	3,045	122		43	2					
15	新潟県	5,432	644	62	4,783	351	5	77	3					
16	富山県	2,499	387	91	2,101	99	11	39	4					
17	石川県	3,275	490	44	2,785	108		32	7					
18	福井県	2,009	310	34	1,692	65	7	35	6					
19	山梨県	4,470	405	45	4,065	173		34	4					
20	長野県	10,484	996	81	9,485	315	3	67	4					
21	岐阜県	7,546	916	94	6,623	146	7	73	7					
22	静岡県	7,456	984	142 (1)	6,451	137	21	106	17					
23	愛知県	8,214	1,151	273	7,054	536	9	158	6					
24	三重県	7,414	843	34	6,534	102	37	68	7					
25	滋賀県	3,050	546	92	2,500	194	4	25						
26	京都府	3,580	229	15	3,351	118		47	4	99	83	17	16	3
27	大阪府	1,711	101		1,527	190	83	71	9	163	149	23	14	1
28	兵庫県	7,011	550	95	6,458	446	3	66	6	296	274	63	22	6
29	奈良県	2,774	211	8	2,563	127		12		222	214	19	8	2
30	和歌山県	2,968	321	9	2,647	86		13	1	82	78	3	4	
31	鳥取県	1,743	240	15	1,503	47		7						
32	島根県	2,394	265	14	2,128	35	1	5	1					
33	岡山県	2,746	161	1	2,577	93	8	17	2	194	182	29	12	1
34	広島県	3,634	299	5	3,335	90		37	7	244	219	24	25	2
35	山口県	3,231	217		2,957	33	57	64	10	246	237	39	9	
36	徳島県	3,432	111		3,315	38	6	21		168	155	18	13	
37	香川県	2,834	103		2,729	57	2	20	2	202	178	14	24	1
38	愛媛県	3,358	167		3,181	50	10	33	5	206	196	36	10	
39	高知県	2,242	253	17	1,989	46		8						
40	福岡県	4,284	630	39	3,599	76	55	55	14	49	41	3	8	1
41	佐賀県	2,244	283	26	1,957	50	4	30	2					
42	長崎県	5,205	293	41	4,912	60		9						
43	熊本県	2,426	433	38	1,990	55	3	31	1					
44	大分県	4,016	226	2	3,790	39		19	6	156	151	8	5	
45	宮崎県	3,136	352	12	2,780	34	4	18	1					
46	鹿児島県	4,874	740	71	4,134	242		19	2					
47	沖縄県	1,392	403	25	989	34		7						
都道府県計		201,382	22,688	2,253 (1)	177,022	6,546 (1)	1,672	2,281	239	2,327	2,157	296	170	17
政令市計		58,189	5,950	915	49,944	4,390	2,295	1,532	183	974	904	217	70	13
合計		259,571	28,638	3,168 (1)	226,966	10,936 (1)	3,967	3,813	422	3,301	3,061	513	240	30

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数							瀬戸内海海上の特定事業場					
		特定事業場					有害物質貯蔵指定事業場		総数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	
		総数	①平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の						
1	札幌市	79	38	2	41	1								
2	函館市	219	43	1	154	4	22	22						
3	旭川市	195	25	4	135	4	35	3						
4	青森市	525	71	2	449	12	5	3	1					
5	八戸市	335	63	14	265	9	7	10	1					
6	盛岡市	491	34	5	448	37	9	4						
7	仙台市	997	64	1	902	48	31	15	2					
8	秋田市	378	77	17	297	43	4	9	2					
9	山形市	656	81	8	573	38	2	7						
10	福島市	655	110	13	545	20		5	1					
11	郡山市	713	112	24	601	32		4	2					
12	いわき市	644	134	36	504	23	6	23	2					
13	水戸市	642	53	3	589	27		5						
14	つくば市	605	18	3	575	109	12	17						
15	宇都宮市	925	130	8	774	20	21	18	4					
16	前橋市	632	114	11	518	30		6						
17	高崎市	453	71	13	381	39	1	14	2					
18	伊勢崎市	543	121	31	422	23		57						
19	太田市	346	101	26	245	43		17	1					
20	さいたま市	839	63	7	741	92	35	15	1					
21	川越市	359	67	20	288	63	4	15	3					
22	熊谷市	475	79	10	395	16	1	6						
23	川口市	337	24	1	288	53	25	13	8					
24	所沢市	153	18	5	133	20	2	3	1					
25	春日部市	311	20	2	291	17		2	1					
26	草加市	197	23	10	174	27		6						
27	越谷市	316	21	1	295	24		1						
28	千葉市	740	49	7	684	62	7	14						
29	市川市	400	78	10	320	25	2	14	1					
30	船橋市	421	85	5	326	18	10	7	2					
31	松戸市	315	35	7	278	27	2	8						
32	柏市	279	48	5	230	36	1	5						
33	市原市	462	88	26	370	22	4	32	3					
34	八王子市	427	23	1	395	71	9	2	1					
35	町田市	126	15	2	111	32								
36	横浜市	1,660	80	31	1,474	320	106	70	10					
37	川崎市	616	60	26	473	108	83	65	9					
38	相模原市	724	24	7	699	98	1	12						
39	横須賀市	77	14	10	58	30	5	8						
40	平塚市	306	14	5	289	75	3	16						
41	藤沢市	217	24	12	181	39	12	10	1					
42	小田原市	285	24	9	251	12	10	15						
43	茅ヶ崎市	93	9	4	84	21		9	1					
44	厚木市	256	10	3	246	47		8						
45	大和市	103	10	4	88	26	5	1						
46	新潟市	1,468	141	12	1,327	106		24	2					
47	長岡市	714	69	8	642	42	3	8	3					
48	上越市	927	103	20	821	21	3	18						
49	富山市	871	178	29	685	29	8	33	2					
50	金沢市	572	65	11	507	62		2	1					
51	福井市	369	97	11	272	25		11						
52	甲府市	392	57	19	335	67		3						
53	長野市	1,239	139	37	1,100	101								
54	松本市	622	52	12	568	49	2	6						
55	岐阜市	789	66	11	721	35	2	7						

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海上上の特定事業場				
	特定事業場							有害物質貯蔵指定事業場			総数	①平均排水量50m <sup>3</sup> /日以上			
	総数	①平均排水量50m <sup>3</sup> /日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)	③平均排水量50m <sup>3</sup> /日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)	⑤第5条第3項有害物使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場総数	うち有害物質貯蔵指定施設の	①平均排水量50m <sup>3</sup> /日以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場		③平均排水量50m <sup>3</sup> /日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場		
56	静岡市	1,194	133	20	1,026	48	35	14	2						
57	浜松市	1,019	137	41	814	39	68	15	4						
58	沼津市	930	84	13	846	12		35	6						
59	富士市	674	148	15	513	9	13	12	1						
60	名古屋	575	73	15	340	69	162	70	8						
61	豊橋市	693	93	19	590	32	10	7	1						
62	岡崎市	406	63	8	343	33		5							
63	一宮市	424	63	5	357	39	4	3							
64	春日井市	461	75	14	386	45		15	1						
65	豊田市	883	132	30	750	29	1	13							
66	四日市市	884	110	17	774	16		34	1						
67	大津市	348	41	12	307	34		5							
68	京都市	928	8		794	66	126	22	4	20	18	2	2		
69	大阪市	795	12		60	34	723	87	23	11	11	6			
70	堺市	272	19		253	65		37	2	60	59	22	1		
71	岸和田市	192	7		177	37	8	7	1						
72	豊中市	86	2		68	20	16	10	2						
73	吹田市	82	2		56	16	24	5							
74	高槻市	133	3		121	19	9	3		7	7	1			
75	枚方市	242	38	12	204	33		7		14	14	4			
76	茨木市	113	1		103	42	9	4							
77	八尾市	295	5		266	52	24	4	3	3	3	1			
78	寝屋川市	129	1		122	22	6	2		1	1				
79	東大阪市	212	10	1	123	16	79	7	2	6	6	1			
80	神戸市	840	38		748	201	54	51	9	51	49	9	2		
81	姫路市	447	51		383	19	13	21	3	57	52	9	5	1	
82	尼崎市	110	4		56	7	50	36	7	21	15	9	6	5	
83	明石市	68	7		49	5	12	10							
84	西宮市	171	3		168	27	4	1		11	10	2	1		
85	加古川市	207	9		195	15	3	11	1						
86	宝塚市	102			102	6		1							
87	奈良市	327	18		305	19	4	1		23	20	2	3		
88	和歌山市	742	58	4	673	33	11	15	5	78	73	7	5		
89	鳥取市	551	77	5	474	32		3							
90	松江市	423	53	3	370	22									
91	岡山市	1,011	58		929	61	24	21	1	85	78	14	7	1	
92	倉敷市	558	12		546	39		7	2	111	108	31	3		
93	広島市	960	35		889	64	36	38	1	37	33	8	4		
94	呉市	581	29		549	37	3	2		15	14	4	1	1	
95	福山市	695	27		662	53	6	12	1	53	46	6	7		
96	下関市	601	25		568	5	8	7		43	41	13	2	2	
97	徳島市	669	62		607	13		1		50	46	8	4	1	
98	高松市	1,047	26		1,013	32	8	7		42	36	4	6	3	
99	松山市	634	30		597	36	7	5	1	66	63	9	3		
100	高知市	651	97	17	553	13	1	4	1						
101	北九州市	251	8		151	17	92	57	9	54	52	25	2		
102	福岡市	373	26	4	224	3	123	12	4						
103	久留米市	342	42	4	300	10		1	1						
104	佐賀市	451	55	5	396	30		6							
105	長崎市	700	54	1	646	33		2	1						
106	佐世保市	519	61	3	458	12		1							
107	熊本市	1,061	86	13	975	42		11							
108	大分市	1,242	51		1,188	83	3	22	2	55	49	20	6	1	
109	宮崎市	754	93	9	661	23		6	1						
110	鹿児島市	605	58	2	535	90	12	26	3						
111	那覇市	36	5	1	23	1	8								
	政令市計	58,189	5,950	915	49,944	4,390	2,295	1,532	183	974	904	217	70	13	

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	益房ダム野水池	八郎湖			震ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数	
	宮城	秋田	秋田	栃木	千葉	茨城	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷			
1																														
1の2			24					1					1			2														29
2			7			8	1	6	1				1		2	1							1						29	
3			10			2		1						6	1						11	1							32	
4			8			8		1	1						10					1									30	
5			8			4		1							1														14	
6																													1	
7															1														2	
8						1																					1		2	
9			2																										2	
10			2			5		3					1	1	8														20	
11															1														1	
12						1																							1	
13																														
14																														
15																														
16			2			2			1						4												1		10	
17			3			3									1														7	
18																														
18の2						3		1																					4	
18の3																														
19													1		28	1							1						31	
20																														
21																														
21の2																														
21の3			3			1															1								5	
21の4																														
22															1														1	
23															1	1										1			3	
23の2						1									2														3	
24																														
25																														
26						1																							1	
27						1																							1	
28						1																							1	
29																														
30																														
31																														
32																1													1	
33						2		1							5														8	
34																														
35																														
36																														
37																														
38																														
38の2																														
39																														
40																														
41																														
42																														
43																														
44																														
45																														
46															5														5	
47						1		1							4											1			7	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)	益房ダム野水池		八郎湖		農ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖				中海			矢道湖		児島湖			総数					
	宮城	秋田	秋田	栃木	千葉	茨城	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷									
48																																				
49																																				
50																																				
51																																				
51の2							2						1			1																		4		
51の3							1																												1	
52																																			7	
53			1							2						2		1																	10	
54			4													6																			3	
55			2													3																			11	
56																																				
57																	1																		1	
58																1		1																	2	
59			1													1																			2	
60			2													1																			3	
61										2																										5
62																1																				3
63							1									3																				20
63の2																																				
63の3			20																																	20
64																																				
64の2																																				
65			1				13	1	6				1																							15
66							7		1																											76
66の2									1																											16
66の3	5	32					6	9	1																											103
66の4							4		2																											9
66の5			1				5		5			1																								27
66の6			1				13		5	1																										59
66の7									5	1																										1
66の8																																				
67			12				2	1	3																											26
68			3																																	3
68の2							2		4	1	1	2																								14
69							3																													3
69の2																																				
69の3										1																										
70																																				
70の2																																				
71																																				
71の2																																				
71の3			1																																	
71の4																																				
71の5																																				
71の6																																				
72			7																																	
73			1																																	
74																																				
みなし指定地域特定施設1			1				16		4																											
みなし指定地域特定施設2			6				142	2	31	6	16	14																								
湖沼特定事業場数	7	181				1	370	14	123	19	26	27	57	66		615	40						51	26	25	86	29	18	114	57				1,952		
指定施設1			2						2		4		1																							
指定施設2									8																											
指定施設計			2				10		4		1					4																				28
準用指定施設	17	20					523	10		19																										
総計	24	203				1	903	24	127	38	27	27	57	90		759	40						51	38	26	117	30	18	114	59				2,773		

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	61,959 (24%)	4,238	57,721
2	自動式車両洗浄施設(71)	31,215 (12%)	91	31,124
3	畜産農業(1の2)	26,179 (10%)	405	25,774
4	洗濯業(67)	21,056 (8%)	492	20,564
5	し尿処理施設(72)	11,193 (4%)	9,448	1,745
6	豆腐・煮豆製造業(17)	11,159 (4%)	273	10,886
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,889 (4%)	2,173	7,716
8	水産食料品製造業(3)	8,262 (3%)	676	7,586
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,884 (2%)	1,306	4,578
10	写真現像業(68)	5,387 (2%)	16	5,371
総計		192,183 (73%)	19,118	173,065

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。  
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鋳 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	148	58	9	90
		(瀬)	14	9	6	5
			162	67	15	95
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	26,170	397	10	25,773
		(瀬)	9	8	1	1
			26,179	405	10	25,774
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	3,193	540	60	2,653
		(瀬)	79	79	10	10
			3,272	619	70	2,653
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	8,200	615		7,585
		(瀬)	62	61	2	1
			8,262	676	2	7,586
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,944	501	9	4,443
		(瀬)	59	58	1	1
			5,003	559	10	4,444
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,353	156	6	3,197
		(瀬)	26	25	1	1
			3,379	181	7	3,198
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	33			33
		(瀬)	1	1		
			34	1		33
7	砂 糖 製 造 業	(水)	57	33	1	24
		(瀬)	5	5		
			62	38	1	24
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,065	40		1,025
		(瀬)	15	15		
			1,080	55		1,025
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	594	53		541
		(瀬)	1	1		
			595	54		541
10	飲 料 製 造 業	(水)	3,959	468	50	3,491
		(瀬)	60	59	7	1
			4,019	527	57	3,492
11	動 物 系 飼 料 有 機 質 肥 料 製 造 業	(水)	559	84	3	475
		(瀬)	5	5		
			564	89	3	475
12	動 植 物 油 脂 製 造 業	(水)	287	47	1	240
		(瀬)	17	17	1	
			304	64	2	240
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	4	2		2
		(瀬)				
			4	2		2
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	88	58	1	30
		(瀬)	4	4		
			92	62	1	30

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	32	12	1	20	
		(瀬)	1	1			
			33	13	1	20	
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,901	109		2,792	
		(瀬)	23	23			
			2,924	132		2,792	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	11,125	240		10,885	
		(瀬)	34	33		1	
			11,159	273		10,886	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	12	2		10	
		(瀬)	1	1			
			13	3		10	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	533	126		407	
		(瀬)	36	36			
			569	162		407	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	5	2		3	
		(瀬)					
			5	2		3	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,951	291	56	1,660	124
		(瀬)	144	142	8	2	
			2,095	433	64	1,662	124
20	洗 毛 業	(水)	14	2		12	2
		(瀬)					
			14	2		12	2
21	化学繊維製造業	(水)	23	18	5	5	
		(瀬)	17	17	9		
			40	35	14	5	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	132	6		126	
		(瀬)					
			132	6		126	
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	270	16		254	1
		(瀬)					
			270	16		254	1
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	20	2		18	1
		(瀬)	1	1			
			21	3		18	1
22	木材薬品処理業	(水)	335	6	4	329	39
		(瀬)					
			335	6	4	329	39
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	611	300	31	311	3
		(瀬)	85	85	8		
			696	385	39	311	3
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,597	28	7	1,569	224
		(瀬)	4	4	2		
			1,601	32	9	1,569	224

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
24	化学肥料製造業	(水)	56	15	10	41	11
		(瀬)	10	10	6		
			66	25	16	41	11
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)					
		(瀬)					
26	無機顔料製造業	(水)	31	14	6	17	4
		(瀬)	17	17	9		
			48	31	15	17	4
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	422	148	83	274	98
		(瀬)	76	76	44		
			498	224	127	274	98
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	35	10	1	25	3
		(瀬)	3	3			
			38	13	1	25	3
29	コーラタール製品製造業	(水)	3			3	1
		(瀬)	4	4	3		
			7	4	3	3	1
30	発 酵 工 業	(水)	47	12	5	35	2
		(瀬)	2	2			
			49	14	5	35	2
31	メタン誘導品製造業	(水)	11	4	1	7	4
		(瀬)	1	1	1		
			12	5	2	7	4
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	39	16	12	23	5
		(瀬)	8	8	4		
			47	24	16	23	5
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	280	125	53	155	31
		(瀬)	36	35	14	1	
			316	160	67	156	31
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	15	8	6	7	
		(瀬)	2	2	1		
			17	10	7	7	
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	11	6	3	5	
		(瀬)	4	4	1		
			15	10	4	5	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3	13	6
		(瀬)	2	2	1		
			19	6	4	13	6
37	その他石油化学工業	(水)	67	27	18	40	6
		(瀬)	28	28	19		
			95	55	37	40	6
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28			28	
		(瀬)	3	3	1		
			31	3	1	28	

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2			2	
		(瀬)					
			2			2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	6	1	1	5	
		(瀬)					
			6	1	1	5	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	8	1		7	1
		(瀬)	1	1			
			9	2		7	1
41	香 料 製 造 業	(水)	53	12	5	41	6
		(瀬)	2	2			
			55	14	5	41	6
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1		5	
		(瀬)	1	1			
			7	2		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	7	3	5	1
		(瀬)	1	1	1		
			13	8	4	5	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	2		4	
		(瀬)					
			6	2		4	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	3			3	
		(瀬)					
			3			3	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	435	158	91	277	71
		(瀬)	50	48	22	2	1
			485	206	113	279	72
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	356	161	63	195	71
		(瀬)	27	26	13	1	
			383	187	76	196	71
48	火 薬 製 造 業	(水)	6	4	2	2	3
		(瀬)	4	4	2		
			10	8	4	2	3
49	農 薬 製 造 業	(水)	31	7	4	24	11
		(瀬)	4	4	4		
			35	11	8	24	11
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	8	2	1	6	5
		(瀬)					
			8	2	1	6	5
51	石 油 精 製 業	(水)	26	16	5	10	1
		(瀬)	14	14	5		
			40	30	10	10	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	122	40	19	82	17
		(瀬)	16	16	8		
			138	56	27	82	17

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	14	4		10	1
		(瀬)	14	4		10	1
52	皮 革 製 造 業	(水)	147	8	4	139	24
		(瀬)	1	1			
			148	9	4	139	24
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	690	107	76 (1)	583	235
		(瀬)	6	6	4		
			696	113	80 (1)	583	235
54	セメント製品製造業	(水)	2,398	55	5	2,343	48
		(瀬)	11	8	2	3	2
			2,409	63	7	2,346	50
55	生コンクリート製造業	(水)	4,847	372	5	4,475	118
		(瀬)	17	15		2	
			4,864	387	5	4,477	118
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	55			55	5
		(瀬)					
			55			55	5
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	7	7			
		(瀬)	1	1			
			8	8			
58	窯業原料精製業	(水)	740	64	23	676	48
		(瀬)	5	5	3		
			745	69	26	676	48
59	砕 石 業	(水)	747	75		672	3
		(瀬)	9	7		2	
			756	82		674	3
60	砂利採取業	(水)	1,626	157		1,469	3
		(瀬)	10	8		2	
			1,636	165		1,471	3
61	鉄 鋼 業	(水)	282	84	33	198	10
		(瀬)	44	44	24		
			326	128	57	198	10
62	非鉄金属製造業	(水)	249	71	49	178	73
		(瀬)	19	18	14	1	
			268	89	63	179	73
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,437	471	303	1,966	521
		(瀬)	57	53	31	4	1
			2,494	524	334	1,970	522
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	39	4		35	
		(瀬)	1	1			
			40	5		35	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	58	34	7	24	
		(瀬)	18	18	9		
			76	52	16	24	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
			(水)	(瀨)		(水)	(瀨)	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	10	3		7		
		(瀨)	5	3	3	2		
			15	6	3	9		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	706	266	21	440	15	
		(瀨)	57	45	3	12		
			763	311	24	452	15	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,722	1,150	745	4,572	1,749	
		(瀨)	162	156	98	6	4	
			5,884	1,306	843	4,578	1,753	
66	電気めっき施設	(水)	1,680	454	419	1,226	1,033	
		(瀨)	32	30	26	2	2	
			1,712	484	445	1,228	1,035	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	308	19	1	289	3	
		(瀨)	5	5				
			313	24	1	289	3	
66 の 3	旅館業	(水)	61,528	3,877	30	57,651	7	
		(瀨)	431	361	1	70		
			61,959	4,238	31	57,721	7	
66 の 4	共同調理場	(水)	1,207	239		968		
		(瀨)	37	35		2		
			1,244	274		970		
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,076	299		777	2	
		(瀨)	47	46		1		
			1,123	345		778	2	
66 の 6	飲食店	(水)	4,438	766	7	3,672	1	
		(瀨)	259	213		46		
			4,697	979	7	3,718	1	
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	46	9		37		
		(瀨)	3	3				
			49	12		37		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	42			42		
		(瀨)						
			42			42		
67	洗濯業	(水)	21,002	441	51	20,561	1,408	
		(瀨)	54	51	2	3		
			21,056	492	53	20,564	1,408	
68	写真現像業	(水)	5,377	10	4	5,367	976	
		(瀨)	10	6	2	4	1	
			5,387	16	6	5,371	977	
68 の 2	病院	(水)	877	350	63	527	111	
		(瀨)	81	80	6	1		
			958	430	69	528	111	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	201	114	4	87	2	
		(瀨)	9	9				
			210	123	4	87	2	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	28	8		20		
		(瀬)	3	3				
			31	11		20		
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	103	47		56		
		(瀬)	3	3				
			106	50		56		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	59	3		56		
		(瀬)	3	3				
			62	6		56		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	779	7		772	3	
		(瀬)	2			2		
			781	7		774	3	
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	31,201	78	1	31,123	99	
		(瀬)	14	13		1		
			31,215	91	1	31,124	99	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,826	414	257	4,412	2,382 (1)	
		(瀬)	83	61	34	22	18	
			4,909	475	291	4,434	2,400 (1)	
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	957	67	12	890	85	
		(瀬)	10	7	2	3		
			967	74	14	893	85	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	477	74	26	403	68	
		(瀬)	12	11	5	1		
			489	85	31	404	68	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	1,023	57	55	966	929	
		(瀬)	5	5	5			
			1,028	62	60	966	929	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	51	8	7	43	41	
		(瀬)	1	1	1			
			52	9	8	43	41	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,481	8,766	99	1,715	27	
		(瀬)	712	682	11	30		
			11,193	9,448	110	1,745	27	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,181	2,125	163	56	6	
		(瀬)						
			2,181	2,125	163	56	6	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	636	288	43	348	41	
		(瀬)	45	44	13	1		
			681	332	56	349	41	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以 下） （指定地域特定施設）		9,889	2,173	6	7,716	7	
			9,889	2,173	6	7,716	7	
合 計		(水)	255,604	28,638	3,168 (1)	226,966	10,936 (1)	
		(瀬)	3,301	3,061	513	240	30	
			258,905	31,699	3,681 (1)	227,206	10,966 (1)	

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、  
 下段は両者の合計である。  
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	83		1		84	109					131	105	236	34
2	青森県	35		1		36	25					67	38	105	4
3	岩手県	119		4	2	125	50					108	93	201	16
4	宮城県	85		1		86	90				1	125	179	304	123
5	秋田県	68			1	69	31					107	93	200	35
6	山形県	101		3	4	108	76					88	72	160	17
7	福島県	87		1	7	95	39					56	48	104	10
8	茨城県	154		13	10	177	114				1	248	242	490	17
9	栃木県	119			3	122	91				2	122	76	198	26
10	群馬県	57		3	5	65	37				9	84	72	156	20
11	埼玉県	179		4	5	188	90				7	201	153	354	36
12	千葉県	121		6	10	137	112				3	278	257	535	50
13	東京都	55		17	9	81	40				2	241	132	373	13
14	神奈川県	87		3	7	97	60				1	123	98	221	27
15	新潟県	88			3	91	85				1	84	144	228	31
16	富山県	42		1	2	45	24					29	37	66	5
17	石川県	55			1	56	57					54	36	90	20
18	福井県	67			3	70	29				2	53	37	90	12
19	山梨県	104		4	14	122	51					97	68	165	42
20	長野県	134		2	8	144	75				1	231	135	366	58
21	岐阜県	101		1	5	107	46				6	105	73	178	14
22	静岡県	106		2	4	112	92				1	163	77	240	20
23	愛知県	378		2	13	393	280				3	349	402	751	74
24	三重県	110		2	6	118	117					157	102	259	61
25	滋賀県	145			3	148	159				1	155	167	322	25
26	京都府	114		1	1	116	36				3	108	90	198	47
27	大阪府	72		3	1	76	76				5	99	89	188	21
28	兵庫県	64		2	5	71	48					116	195	311	27
29	奈良県	21		3		24	7					13	19	32	3
30	和歌山県	97			2	99	30					48	74	122	19
31	鳥取県	38			1	39	26					53	67	120	18
32	島根県	44				44	39					61	37	98	10
33	岡山県	40		1	4	45	20				1	45	46	91	9
34	広島県	88		2	5	95	35					97	103	200	6
35	山口県	30		3	9	42	26				2	22	38	60	17
36	徳島県	36				36	14				1	42	33	75	21
37	香川県	48		1	1	50	30					82	61	143	19
38	愛媛県	37			3	40	23					61	68	129	11
39	高知県	46				46	16					42	38	80	9
40	福岡県	81		7	7	95	82					148	103	251	24
41	佐賀県	52		2		54	23					77	49	126	20
42	長崎県	137			1	138	56					70	71	141	27
43	熊本県	75		1	2	78	28					52	31	83	8
44	大分県	78		1		79	11					35	53	88	28
45	宮崎県	46			1	47	52					69	35	104	19
46	鹿児島県	122				122	50					91	72	163	27
47	沖縄県	52				52	14					39	16	55	4
	都道府県計	4,098		98	168	4,364	2,721				53	4,926	4,324	9,250	1,184
	政令市計	2,061		173	101	2,335	1,420				42	2,832	2,439	5,271	485
	合計	6,159		271	269	6,699	4,141				95	7,758	6,763	14,521	1,669

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	札幌市			15		15	3					15	5	20	1
2	函館市	2		1		3	3					6	7	13	
3	旭川市	18				18	3					10	6	16	3
4	青森市	15				15	6					15	14	29	2
5	八戸市	21			1	22	11					23	21	44	5
6	盛岡市	13				13	9					13	7	20	4
7	仙台市	23			1	24	62			3		65	46	111	26
8	秋田市	17		1	1	19	9			1		35	26	61	3
9	山形市	12				12	4					9	16	25	17
10	福島市	3				3	6					14	3	17	
11	郡山市	24			2	26	12					18	11	29	1
12	いわき市	24		1	3	28	6					33	52	85	14
13	水戸市	7		2	2	11	2					4	2	6	1
14	つくば市	110		3		113	78					41	98	139	7
15	宇都宮市	30				30	17			1		20	18	38	2
16	前橋市	17		1	1	19	9			1		36	10	46	
17	高崎市	27			1	28	5					30	14	44	2
18	伊勢崎市	11				11	12					15	13	28	3
19	太田市	32			1	33	14					11	38	49	4
20	さいたま市	17		1	1	19	7			1		31	15	46	8
21	川越市	2				2	18					16	5	21	3
22	熊谷市	13				13	2					10	3	13	2
23	川口市	10		1	1	12	3					19	18	37	5
24	所沢市	2				2	4					13	3	16	2
25	春日部市	7				7	3					8	3	11	2
26	草加市	4				4	2					6	6	12	
27	越谷市	31				31	1					7	12	19	2
28	千葉市	31			1	32	11					46	52	98	14
29	市川市	8			1	9	6					50	17	67	3
30	船橋市	9		3		12	9					51	26	77	4
31	松戸市	12			1	13	2					23	5	28	1
32	柏市	13			2	15	5					19	12	31	1
33	市原市	21		1	2	24	20					57	15	72	4
34	八王子市	27		1	2	30	4			1		43	57	100	30
35	町田市	19				19	4			1		49	30	79	11
36	横浜市	109		12	4	125	103					100	100	200	19
37	川崎市	29		22	7	58	40					77	47	124	16
38	相模原市	27				27	31			1		49	31	80	7
39	横須賀市	10				10	2					13	19	32	4
40	平塚市	28				28	25					33	42	75	1
41	藤沢市	23		1		24	10					19	12	31	1
42	小田原市	8				8	3					18	11	29	2
43	茅ヶ崎市	7				7	5			1		12	1	13	1
44	厚木市	19		3		22	9					14	3	17	
45	大和市	8				8	4					3	8	11	
46	新潟市	23		2		25	19					33	35	68	4
47	長岡市	14			1	15	5					17	11	28	3
48	上越市	16			1	17	10					11	10	21	
49	富山市	42			5	47	20					29	30	59	5
50	金沢市	30				30	8					18	19	37	
51	福井市	19		1	2	22	4					17	19	36	1
52	甲府市	17				17	11					33	33	66	7
53	長野市	39			1	40	13					45	23	68	2
54	松本市	9				9	17					27	12	39	4
55	岐阜市	32				32	7					48	53	101	7

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	20		1	21	17					34	19	53	2	
57	浜松市	33		4	39	36					53	49	102	20	
58	沼津市	2			2	11				1	12	5	17	2	
59	富士市	24		2	27	38					22	16	38	2	
60	名古屋	35		3	39	28				1	46	35	81	4	
61	豊橋市	9		1	10	18					39	34	73	7	
62	岡崎市	21			21	17				1	37	23	60	3	
63	一宮市	17		1	18	4					40	36	76	5	
64	春日井	9			9	14					48	18	66	8	
65	豊田市	61		1	62	54					62	89	151	4	
66	四日市	18		4	27	48					20	21	41	2	
67	大津市	18		5	18	9					18	16	34	3	
68	京都市	31		20	56	17				8	34	30	64	5	
69	大阪市	9		23	36	23					69	55	124	8	
70	堺市	4		3	8	10				2	21	11	32	3	
71	岸和田	6		1	8	4					12	7	19	2	
72	豊中市	4		1	4						4	9	13		
73	吹田市	41		2	43	14					13	25	38	2	
74	高槻市	16			16	13				2	14	23	37	1	
75	枚方市	19			19	13				1	22	23	45	3	
76	茨木市	27		1	28	2					13	8	21	1	
77	八尾市	4		1	5	6				1	10	14	24	3	
78	寝屋川	1			1	1					5	4	9		
79	東大阪			2	3					5	4	4	4		
80	神戸市	36		1	36	11				2	41	43	84	14	
81	姫路市	17		1	18	7					18	14	32	1	
82	尼崎市	6		5	21	15				5	13	9	22		
83	明石市	12		10	12	5					21	23	44	5	
84	西宮市	7			7	2					14	7	21		
85	加古川	8			8	2					9	7	16	1	
86	宝塚市	3			3							1	1		
87	奈良市	6			6	1					7	9	16		
88	和歌山	10		4	14	6					9	5	14	2	
89	鳥取市	6		2	9	13					13	6	19		
90	松江市	11		1	11	19					9	10	19	1	
91	岡山市	27		3	32	13				1	46	32	78	17	
92	倉敷市	34		2	35	17					26	31	57	5	
93	広島市	32		3	39	15					44	45	89	2	
94	呉市	6		4	6	10					12	12	24	2	
95	福山市	28		1	29	9					27	24	51	7	
96	下関市	2		1	7	2					9	8	17	1	
97	徳島市	6		4	7	5					16	6	22	4	
98	高松市	19		1	20	25					50	34	84	7	
99	松山市	17			17	17					23	28	51	2	
100	高知市	8		1	9	4					18	5	23	1	
101	北九州市	7		6	18	10				1	30	16	46	2	
102	福岡市	3		8	11	2					19	20	39	2	
103	久留米	9			9	5					20	8	28	1	
104	佐賀市	36		1	37	16					45	31	76	6	
105	長崎市	12			12	16					32	78	110	9	
106	佐世保	16			16	9					35	19	54	11	
107	熊本市	20			20	13					12	25	37	5	
108	大分市	22		1	23	22					37	41	78	10	
109	宮崎市	31			31	6					23	15	38	5	
110	鹿児島	33			33	8					27	48	75	1	
111	那覇市	1			1						2		2		
	政令市計	2,061		173	2,335	1,420				42	2,832	2,439	5,271	485	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	立入検査事業場数					計			
												(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち顧客内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの	
1	北海道										823		65				823	65		
2	青森県										393		6				393	6		
3	岩手県	1									595		92				595	92		
4	宮城県										497		56				497	56		
5	秋田県										793		4				793	4		
6	山形県										254		64	1			255	64		
7	福島県										342		96				342	96		
8	茨城県										678		178				678	178		
9	栃木県										503		238				503	238		
10	群馬県										266		70				266	70		
11	埼玉県	2									1,553		542				1,553	542		
12	千葉県	2									988		171				988	171		
13	東京都										481		164				481	164		
14	神奈川県										297		120				297	120		
15	新潟県										410		151	4			414	151		
16	富山県										179		62				179	62		
17	石川県										212		71				212	71		
18	福井県										267		80				267	80		
19	山梨県	1									343		118	1			344	118		
20	長野県										1,198		9				1,198	9		
21	岐阜県										755		228				755	228		
22	静岡県										574	1	117	20			594	117	1	
23	愛知県										2,517		433	2		1	2,519	434		
24	三重県										606		174				606	174		
25	滋賀県										387		80				387	80		
26	京都府										294		53				294	53		
27	大阪府										926		296				926	296	129	
28	兵庫県										398		11				398	11	124	
29	奈良県										169		16				169	16	76	
30	和歌山県										116		26				116	26	39	
31	鳥取県										192		3				192	3		
32	島根県										131		4				131	4		
33	岡山県										450		123				450	123	149	
34	広島県	3									494		508				494	508	173	
35	山口県										434		3	1			435	3	246	
36	徳島県										244		38				244	38	111	
37	香川県										418		67				418	67	163	
38	愛媛県										328		15				328	15	108	
39	高知県										152						152			
40	福岡県										424		8				424	8	23	
41	佐賀県										319		67				319	67		
42	長崎県										1,216						1,216			
43	熊本県										297		121				297	121		
44	大分県										521		10				521	10		
45	宮崎県										749		101				749	101		
46	鹿児島県	1									273		22				273	22		
47	沖縄県										117		1				117	1		
	都道府県計	10									24,573	1	4,882	29		1	24,602	1	4,883	1,341
	政令市計	2									13,080		2,989	481		14	13,561		3,003	1,749
	合計	12									37,653	1	7,871	510		15	38,163	1	7,886	3,090

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域						地下水									
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	浸透の 一時停 止	地下水 の浄化	未然防 止措置 関係	その他	合計
1	北海道	31	92	123	27		96	123									
2	青森県	31	75	106	19		87	106									
3	岩手県	25	25	50	13		37	50									
4	宮城県	22	189	211	7		204	211									
5	秋田県	20	125	145	17		128	145									
6	山形県	12	70	82	24		80	104									
7	福島県	29	74	103	47		56	103	2		2			2			2
8	茨城県	134	267	401	53		337	390									
9	栃木県	179	25	204	13		279	292									
10	群馬県	28	126	154	17		137	154									
11	埼玉県	108	612	720	237	14	470	721	6	175	181				181		181
12	千葉県	100	309	409	269	1	209	479	5	30	35	14			20	3	37
13	東京都	3	64	67	8		59	67		82	82		4		62	21	87
14	神奈川県	3	10	13	5		10	15	13		13				13		13
15	新潟県	7	67	74	15	1	58	74		36	36				36		36
16	富山県		1	1													
17	石川県	4		4													
18	福井県	5	36	41	7		38	45		4	4				6		6
19	山梨県	42	173	215	59	1	166	226	2	54	56				56		56
20	長野県	92	74	166	70		100	170	6	3	9				10		10
21	岐阜県	4		4	4			4									
22	静岡県	12	18	30	10		20	30									
23	愛知県	99	1310	1409	103		1306	1409	3		3	3					3
24	三重県	33	177	210	21		189	210									
25	滋賀県	114	26	140			140	140									
26	京都府	7		7	7		3	10									
27	大阪府	39	200	239	90	1	148	239		90	90				73	17	90
28	兵庫県	5	4	9	8		1	9									
29	奈良県	14		14	14			14									
30	和歌山県	3	160	163		3	160	163		2	2					2	2
31	鳥取県	18	6	24	5		9	14									
32	島根県	39		39			39	39									
33	岡山県	25	43	68	10		58	68	1	25	26	2			22	2	26
34	広島県	66		66	64		2	66									
35	山口県	23	28	51	12		44	56									
36	徳島県	4		4	4			4									
37	香川県	38	5	43	20		23	43									
38	愛媛県	3	35	38	3		37	40									
39	高知県	10	30	40	17		26	43									
40	福岡県	30		30	13		17	30									
41	佐賀県	15	51	66	14		52	66									
42	長崎県	13	47	60	15		45	60									
43	熊本県	9	19	28	21		7	28									
44	大分県	7	29	36	9	2	25	36									
45	宮崎県	32	24	56	47		9	56									
46	鹿児島県	23		23	23			23									
47	沖縄県	29	35	64	12		42	54									
都道府県計		1,589	4,661	6,250	1,453	23	4,953	6,429	38	501	539	19	4	2	479	45	549
政令市計		784	1,040	1,824	674	5	883	1,562	36	169	205	8			171	32	211
合計		2,373	5,701	8,074	2,127	28	5,836	7,991	74	670	744	27	4	2	650	77	760

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

No.	市町村名	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）											
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	立入検査事業場数			うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの		
																		計					
1	札幌市											48						48					
2	函館市											22						22					
3	旭川市											42						42					
4	青森市											81		6				81			6		
5	八戸市											109		37				109			37		
6	盛岡市											38						38					
7	仙台市											110		12				110			12		
8	秋田市											75			8			83					
9	山形市											37		9				37			9		
10	福島市											85		4				85			4		
11	郡山市											75		34				75			34		
12	いわき市											179		25				179			25		
13	水戸市											17		9				17			9		
14	つくば市											58		43				58			43		
15	宇都宮市											86		35				86			35		
16	前橋市											121			1			122					
17	高崎市											159		68				159			68		
18	伊勢崎市											76		62				76			62		
19	太田市											44		12				44			12		
20	さいたま市											186		6				186			6		
21	川越市											296		133				296			133		
22	熊谷市											94		1				94			1		
23	川口市											134						134					
24	所沢市											56		4				56			4		
25	春日部市											61		3				61			3		
26	草加市											31						31					
27	越谷市											109		11				109			11		
28	千葉市											132		9				132			9		
29	市川市											137		5				137			5		
30	船橋市											197		61				197			61		
31	松戸市											66						66					
32	柏市											48		15				48			15		
33	市原市											137						137					
34	八王子市											37		1				37			1		
35	町田市											45		15				45			15		
36	横浜市											482		101				482			101		
37	川崎市											249		25	2			251			25		
38	相模原市											87		3				87			3		
39	横須賀市											60		38	4		4	64			42		
40	平塚市											92		55				92			55		
41	藤沢市											109						109					
42	小田原市											30						30					
43	茅ヶ崎市											33		2				33			2		
44	厚木市																						
45	大和市											37						37					
46	新潟市	1										218				5		223					
47	長岡市											57				1		58					
48	上越市											119						119					
49	富山市											220						220					
50	金沢市											181		65	5		1	186			66		
51	福井市											105		9				105			9		
52	甲府市											20						20					
53	長野市											160		31				160			31		
54	松本市											104		57	2			106			57		
55	岐阜市											135		55	2			137			55		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域						地下水									
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	浸透の 一時停 止	地下水 の浄化	未然防 止措置 関係	その他	合計
1	札幌市	1		1	1		1										
2	函館市		1	1	1		1										
3	旭川市	1	1	2	2		2										
4	青森市	6	47	53	6		47	53	1	1				1		1	
5	八戸市	5		5			5	5									
6	盛岡市	22	3	25			25	25									
7	仙台市	11	11	22	22		22	22									
8	秋田市	2		2	2		2	2									
9	山形市	3	4	7	5		2	7									
10	福島市	4		4	4		4	4									
11	郡山市	3		3	3		3	3		1	1						
12	いわき市	11		11	10		1	11									
13	水戸市		2	2	2		2	2									
14	つくば市	3		3	2		1	3	14	1	15				14	1	15
15	宇都宮市	4	2	6	4		4	4									
16	前橋市	19		19	19		19	19									
17	高崎市	7		7	7		7	7									
18	伊勢崎市	21	8	29													
19	太田市	4	7	11	11			11									
20	さいたま市	35		35	35		35	35									
21	川越市	29		29	29		29	29									
22	熊谷市	12	17	29	12		17	29									
23	川口市	23		23	23		23	23									
24	所沢市	5		5	5		5	5	4	4				4		4	4
25	春日部市	9		9	9		9	9									
26	草加市	2	2	4	4		4	4									
27	越谷市	30		30	30		30	30									
28	千葉市	8		8	8		8	8									
29	市川市	9		9	9		9	9									
30	船橋市	25		25			25	25									
31	松戸市	9		9	9		9	9									
32	柏市	6		6	6		6	6									
33	市原市	12		12	12		12	12									
34	八王子市	1	7	8	5		3	8									
35	町田市	3		3			3	3									
36	横浜市	9	284	293	3		284	287		101	101				101		101
37	川崎市	9	6	15	13		2	15	5	1	6				6		6
38	相模原市		6	6	5		5	10		6	6				5	1	6
39	横須賀市																
40	平塚市	16		16			16	16									
41	藤沢市	7	1	8	5		3	8									
42	小田原市		3	3			3	3									
43	茅ヶ崎市	1		1	1		1	1									
44	厚木市																
45	大和市	1	2	3	2		1	3		3	3	2			1		3
46	新潟市	16		16			16	16									
47	長岡市	3		3			3	3									
48	上越市	6	4	10	7		3	10									
49	富山市	14		14	14		14	14									
50	金沢市	12	1	13			13	13									
51	福井市	12	4	16	13		3	16	2		2	2					2
52	甲府市		6	6			6	6									
53	長野市	2	6	8	8		8	8							1		1
54	松本市	1	2	3	1		2	3	1	15	16				16		16
55	岐阜市	4	30	34	4		30	34									

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令						一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査 (第22条第1項)								
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	立入検査事業場数				
																	計				
																	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち、瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの		
56	静岡市									70		19				70	19				
57	浜松市									116		54				116	54				
58	沼津市									56						56					
59	富士市									172		39	21			193	39				
60	名古屋									254		46	13			267	46				
61	豊橋市									128		40				128	40				
62	岡崎市									84		6				84	6				
63	一宮市									189		24				189	24				
64	春日井市									101						101					
65	豊田市									167		38				167	38				
66	四日市市									78						78					
67	大津市									45						45					
68	京都府									148		95				148	95	9			
69	大阪府									790		703				790	703	37			
70	堺市									247		122				247	122				
71	岸和田市									45		20				45	20	9			
72	豊中市									24		11				24	11				
73	吹田市									66		42				66	42	15			
74	高槻市									84		19	5		2	89	21	26			
75	枚方市									130		36				130	36	25			
76	茨木市									26		11				26	11	8			
77	八尾市									143		31				143	31				
78	寝屋川市									17		5				17	5				
79	東大阪市									376						376					
80	神戸市									305		53				305	53	54			
81	姫路市									225		21	4			229	21	121			
82	尼崎市									226		20				226	20	145			
83	明石市									128		19				128	19	67			
84	西宮市									63						63					
85	加古川市									121						121					
86	宝塚市									11						11					
87	奈良市									58		9				58	9				
88	和歌山市									197			322			519		421			
89	鳥取市									11						11					
90	松江市									3						3					
91	岡山市									194			1			195					
92	倉敷市									336		4	41			377	4	307			
93	広島市									232		134				232	134	47			
94	呉市									115		34	9		2	124	36	46			
95	福山市									87		30	5		5	92	35	61			
96	下関市									78			6			84		49			
97	徳島市									77		33				77	33	49			
98	高松市									142		23				142	23	42			
99	松山市									110		13	7			117	13	53			
100	高知市									21						21					
101	北九州市									205		90	4			209	90	122			
102	福岡市									51		11				51	11				
103	久留米市									42		6				42	6				
104	佐賀市									54		12				54	12				
105	長崎市									115		2				115	2				
106	佐世保市									74						74					
107	熊本市	1								101		25				101	25				
108	大分市									222		22	12			234	22	36			
109	宮崎市									35			1			36					
110	鹿児島市									159		6				159	6				
111	那覇市																				
	政令市計	2								13,080		2,989	481		14	13,561	3,003	1,749			

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

	行政指導															
	公共用水域								地下水							
	指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	浸透の 一時停 止	地下水 の浄化	未然防 止措置 関係	その他	合計
56	静岡市	12	11	23	5		18	23								
57	浜松市	2	34	36	2		34	36								
58	沼津市	1	3	4	1		3	4								
59	富士市	10		10			37	37								
60	名古屋	2	12	14	12	1	10	23								
61	豊橋市	33	21	54	54			54								
62	岡崎市	11		11	11			11	3	4	7			4	6	10
63	一宮市	5	31	36	5		31	36								
64	春日井市	22	21	43	20		23	43								
65	豊田市	4	37	41	17		24	41		13	13				13	13
66	四日市市	3	1	4	3	1		4								
67	大津市															
68	大津市	2		2	2			2	1		1	1				1
69	大阪市	1		1	1			1								
70	堺市	3		3	3			3								
71	岸和田市	17		17	5		12	17								
72	豊中市		2	2	1	1	2	4								
73	吹田市		3	3			3	3	7	3	10			10		10
74	高槻市		17	17			31	31		4	4			5		5
75	枚方市	9	1	10	1		9	10								
76	茨木市	2	8	10			16	16								
77	八尾市	42		42	42			42								
78	寝屋川市															
79	東大阪市	3	256	259	3			3								
80	神戸市	7	16	23	23			23								
81	姫路市	4		4			4	4								
82	尼崎市	1	5	6	3	1	10	14								
83	明石市								4	4				4		4
84	西宮市	1		1			1	1								
85	加古川市		7	7			7	7								
86	宝塚市															
87	奈良市		4	4	4			4								
88	和歌山市	6		6			6	6								
89	鳥取市	2	2	4	3		1	4								
90	松江市															
91	岡山市	17	17	34												
92	倉敷市	11		11	11			11								
93	広島市	1		1	1			1								
94	呉市	1		1	1			1								
95	福山市	8	4	12	12			12								
96	下関市	7		7	7			7								
97	徳島市		1	1	1			1								
98	高松市	15		15	15			15								
99	松山市	6	2	8			8	8								
100	高知市															
101	北九州市	3	2	5			5	5								
102	福岡市	1	1	2	2			2								
103	久留米市	5	8	13	2	1	10	13	1		1	1				1
104	佐賀市	7	20	27	1		28	29		5	5			5		5
105	長崎市		9	9	2		7	9								
106	佐世保市	10		10	1		9	10								
107	熊本市	6	9	15	1		14	15								
108	大分市	2		2	1		1	2								
109	大宮崎市	2	7	9	3			3								
110	鹿児島市	19		19	19			19								
111	那覇市		1	1					2	3	5	2			5	7
	政令市計	784	1,040	1,824	674	5	883	1,562	36	169	205	8		171	32	211

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
畜産農業（1の2）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）
水産食料品製造業（3）	2	生物化学的酸素要求量（BOD）、 浮遊物質（SS）
保存食料品製造業（4）	2	生物化学的酸素要求量（BOD）、 浮遊物質（SS）、大腸菌群数
飲料製造業（10）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、 浮遊物質（SS）、大腸菌群数
金属製品・機械器具製造業（63）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）
酸・アルカリ表面処理施設（65）	2	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素 要求量（BOD）、ふっ素、鉛、カドミウム
し尿処理施設（72）	2	水素イオン濃度（pH）
指定地域特定施設	1	水素イオン濃度（pH）

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	北海道			4				15				
2	青森県							1				
3	岩手県			5								
4	宮城県			3								
5	秋田県											
6	山形県			4				7	1			
7	福島県											
8	茨城県			7				4				
9	栃木県											
10	群馬県			4				4				
11	埼玉県			9		1		3				
12	千葉県			11				4	1			
13	東京都											
14	神奈川県			2								
15	新潟県			6	1			16	7			
16	富山県			1				1				
17	石川県							1				
18	福井県			1				5				
19	山梨県			6				1				
20	長野県			8		1		4				
21	岐阜県			9				13				
22	静岡県			5								
23	愛知県	1		11				12				
24	三重県			3				7				
25	滋賀県			13				1				
26	京都府			3		1		3	1			
27	大阪府			1				1				
28	兵庫県			3		1		2				
29	奈良県											
30	和歌山県			1		1		4				
31	鳥取県			1				1				
32	島根県			2								
33	岡山県			5		1		1				
34	広島県							1				
35	山口県											
36	徳島県							1				
37	香川県			2		1		2				
38	愛媛県			1				1				
39	高知県											
40	福岡県			6				4				
41	佐賀県			1				1				
42	長崎県			2	1			5				
43	熊本県			7	1			4	8			
44	大分県			2		1		1				
45	宮崎県			5								
46	鹿児島県			5		1		4				
47	沖縄県			5								
都道府県計		1		164	3	9		135	18			
政令市計		1		62	24	7	2	49	10			
合計		2		226	27	16	2	184	28			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	札幌市			1	17							
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市									3		
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市									1	1	
8	秋田市						1			2		
9	山形市									2		
10	福島市				2					3		
11	郡山市									1		
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市				1							
15	宇都宮市				6							
16	前橋市											
17	高崎市											
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市				1							
25	春日部市									1		
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市											
29	市川市				1							
30	船橋市											
31	松戸市				1							
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市				1							
36	横浜市				9	1	1			2		
37	川崎市				2						1	
38	相模原市											
39	横須賀市				1							
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市				1							
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市										2	
47	長岡市									3		
48	上越市				1							
49	富山市				2							
50	金沢市											
51	福井市					1					1	
52	甲府市											
53	長野市				1							
54	松本市											
55	岐阜市											

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水		応 急 措 置 命 令
56	静 岡 市									2			
57	浜 松 市						2			2		2	
58	沼 津 市												
59	富 士 市									1			
60	名 古 屋 市					10							
61	豊 橋 市												
62	岡 崎 市												
63	一 宮 市												
64	春 日 井 市							2		1			
65	豊 田 市									2			
66	四 日 市 市												
67	大 津 市 市												
68	京 都 市 市						1			1			
69	大 阪 市 市												
70	堺 市 市									1			
71	岸 和 田 市					1							
72	豊 中 市												
73	吹 田 市												
74	高 槻 市												
75	枚 方 市												
76	茨 木 市												
77	八 尾 市												
78	寝 屋 川 市												
79	東 大 阪 市												
80	神 戸 市												
81	姫 路 市								1				
82	尼 崎 市					2							
83	明 石 市												
84	西 宮 市												
85	加 古 川 市					1			1				
86	宝 塚 市												
87	奈 良 市												
88	和 歌 山 市												
89	鳥 取 市												
90	松 江 市					1							
91	岡 山 市					3				2			
92	倉 敷 市					1				2			
93	広 島 市					3	1			4		1	
94	呉 市												
95	福 山 市									5			
96	下 関 市												
97	徳 島 市					2							
98	高 松 市												
99	松 山 市					1							
100	高 知 市	1										1	
101	北 九 州 市					1				1			
102	福 岡 市									1			
103	久 留 米 市											1	
104	佐 賀 市									1			
105	長 崎 市							1					
106	佐 世 保 市												
107	熊 本 市					3	1						
108	大 分 市					2				4			
109	宮 崎 市									3			
110	鹿 児 島 市												
111	那 覇 市												
	政 令 市 計	1				62	24	7	2	49	10		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
その他有機化学工業製品製造業（46）	1
水産食料品製造業（3）	1

項目別内訳

違反項目	件数
水素イオン濃度（pH）	1
化学的酸素要求量（COD）	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1
フェノール類含有量	1
燐含有量	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	521						5			5,319
	千葉県	178						13			1,910
	東京都	77						9			1,237
	神奈川県	2									147
	都府県計	778						27			8,613
	政令市計	728						50			6,330
	合計	1,506						77			14,943
伊 勢 湾	岐阜県	783			3			8			5,592
	愛知県	1,133			50 (40)			41			6,919
	三重県	505						6			3,186
	都府県計	2,421			53 (40)			55			15,697
	政令市計	674			1 (1)			41			4,269
	合計	3,095			54 (41)			96			19,966
瀬 戸 内 海	京都府	138						2			1,340
	大阪府	276						13			1,544
	兵庫県	585						21			3,951
	奈良県	365									1,980
	和歌山県	157						5			1,063
	岡山県	343						14			2,589
	広島県	407						10			2,586
	山口県	389						18			2,460
	徳島県	252						9			2,983
	香川県	281						9			281
	愛媛県	348						19			3,046
	福岡県	88						1			439
	大分県	302						6			3,015
	都府県計	3,931						127			27,277
政令市計	1,572						70			12,463	
合計	5,503						197			39,740	
都府県合計	7,130				53 (40)			209		51,587	
政令市合計	2,974				1 (1)			161		23,062	
合計	10,104				54 (41)			370		74,649	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場					
						その他					
東 京 湾	さいたま市	63									741
	川越市	38									318
	熊谷市	57						4			280
	川口市	24						16			288
	所沢市	18						1			133
	春日部市	20									291
	草加市	7						1			174
	越谷市	21						1			295
	千葉市	34						4			586
	市川市	78									320
	船橋市	72									267
	松戸市	35						2			264
	柏市	6									15
	市原市	88						6			367
	八王子市	23						1			395
	町田市	9									62
横浜市	67						6			1,047	
川崎市	59						8			474	
横須賀市	9									13	
政令市計	728						50			6,330	
伊 勢 湾	岐阜市	66									723
	名古屋市	73						14			341
	豊橋市	93						6			592
	岡崎市	62						3			345
	一宮市	63						1			357
	春日井市	75				1	(1)	2			386
	豊田市	132						1			751
	四日市市	110						14			774
政令市計	674				1	(1)	41			4,269	
瀬 戸 内	京都市	26									790
	大阪市	21						1			16
	堺市	78									257
	岸和田市	13									177
	豊中市	2									68
	吹田市	7						2			59
	高槻市	10									121
	枚方市	26						1			115
	茨木市	4									100
	八尾市	8									266
戸 内	寝屋川市	1									6
	東大阪市	15									109
	神戸市	87						4			750
	姫路市	103						2			404
	尼崎市	19						20			62
	明石市	19						5			51
	西宮市	13									168
加古川市	26						3			198	
海	宝塚市	6									
	奈良市	33									303
	和歌山市	132									688
	岡山市	136						7			961
	倉敷市	128						8			573
	広島市	68						1			893
	呉市	42						3			550
	福山市	72									669
	下関市	55						3			536
	徳島市	108						1			611
海	高松市	62									1,019
	松山市	92						2			600
	北九州市	60						5			146
	大分市	100						2			1,197
政令市計	1,572						70			12,463	
政令市合計	2,974				1	(1)	161			23,062	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届出	第8条 第4項 届出	第9条 届出			第10条 第3項 届出	第12条 の8 届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京都府	3	3			7	7								10	9	19	2	
大阪府	12	10		2	21	19		2						34	15	49	5	
兵庫県	31	23		8	50	45		5				1		63	35	98	5	
奈良県	6	5		1	8	7		1						6	6	12	1	
和歌山県	6	5		1	4	4								11	4	15		
岡山県	11	10		1	13	13							5	20	14	34	3	
広島県	25	25			14	14								36	5	41	2	
山口県	25	22		3	55	51		4						34	10	44	3	
徳島県	19	19			23	23								26	21	47	5	
香川県	18	18			22	22						1		30	22	52	5	
愛媛県	19	17		2	34	31		3					7	32	15	47	2	
福岡県	3	2		1	4	2		2						7	2	9		
大分県	16	14		2	8	7		1						13	7	20	2	
都道府県計	194	173		21	263	245		18					14	322	165	487	35	
京都市					1	1								2	1	3		
大阪市	5	5			4	4							2	1	5	6	1	
堺市	5	4		1	11	10		1						6	6	12		
豊中市																		
高槻市	1			1	1			1						2	2	4		
枚方市	2	2			3	3								1	3	4	1	
東大阪市																		
神戸市	6	6			16	16								10	6	16		
姫路市	3	3			10	9		1					1	10	5	15		
尼崎市	7	6		1	14	13		1					5	5	9	14		
西宮市					2	2								5		5		
奈良市														3		3		
和歌山市	3	3			2	2							1	10	2	12	1	
岡山市	2	1		1	4	4								9	6	15	2	
倉敷市	10	10			22	22							10	18	20	38	4	
広島市	2	2			9	9								4		4		
福山市	3	2		1	5	5								17	3	20		
下関市	5	5			10	10								8	3	11		
徳島市	4	3		1	10	8		2						7	2	9	1	
高松市	1	1			4	4								8	5	13		
松山市	4	4			11	11								18	2	20	1	
北九州市	9	8		1	14	12		2						21	11	32		
大分市	9	6		3	12	10		2						14	6	20		
政令市計	81	71		10	165	155		10					19	179	97	276	11	
合計	275	244		31	428	400		28					33	501	262	763	46	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		農ヶ浦				印 旆 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			穴道湖		児 島 湖			総 数				
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県			長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江府	島根県	松江市	島根県	松江市		岡山県	岡山市	倉敷市	
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)		(2)	(3)	(1)	(2)
湖 沼 特 定 設 施 (みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		6			42	73	8		3	1	1	9	2		52	7				1		3		1	15					224		
		(2)		1			1		1								1					1		1								7		
		(3)																					2										2	
	第7条届出	(1)		1			21	40	8		2			5	2		70	4				1	7	3	4		1	12				181		
		(2)					2		2								5					1	1									11		
		(3)																																
	第8条 計 変更 命令等	(1)																																
		(2)																																
		(3)																																
	第6条届出	(1)							1																			1					2	
		(2)																																
		(3)																																
	第10条届出	氏名等変更	(1)		4		75	1	17	27	1	4	1		16	2		19	2			3	2	3	7		19	17				220		
			(2)				10			16	1	5	1									2			1									36
			(3)							1																								
使用廃止	(1)		5		30	59	8			1		12	3			62	6			2	1		2	1	22	14				228				
	(2)				2								1			1				1	1		3			2					12			
	(3)																																	
第11条届出	(1)		2		4	5	4									8				2			1		4	9					36			
	(2)				2		3																									8		
	(3)																																	
湖沼法	第8条 (計画変更命令等)																																	
	第10条 (改善命令等)																																	
指 定 設 施 (第20条 については、 準用指 定施設 を含む。)	湖沼法		第15条届出																															
	湖沼法		第16条届出																															
	湖沼法	第17条 第2項 届出	氏名等変更														1																	1
			使用廃止																															
	湖沼法		第18条届出																															
湖沼法	第20条 (改善命 令等)	第1項																																
		第2項																																
立入検査数			昼間立入件数	3	57		43	6	41	19	19	2	16			217				29						40					492			
夜間立入件数																																		
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設 にかかる指導(*2)	内容	文書				26	13	6		4	3				11				1					2	13						79		
			口頭		14		39	16			1			5			5									2	16						98	
			処理施設の改善		2		10		29			1		4								1					2	8						57
			排水の一時停止 その他		12		55				6				8			16									2	21						120
	湖沼法第24条 による指導	文書																																
口頭																																		

(注) \*1：施設区分 (1)：湖沼特定施設 (2)、(3)を除く、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設  
 \*2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成25年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	269,847	267,328	265,356	263,294
ア 全特定事業場数	269,449	266,875	264,924	262,872
① 50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用特定事業場	3,877(2)	3,813(2)	3,785(2)	3,681(1)
② 50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用特定事業場	11,327(6)	11,207(5)	11,001(0)	10,966(1)
③第5条第3項	4,560	4,269	4,118	3,967
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	3,196 398	3,309 453	3,663 432	3,813 422
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (63,061) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,819) 3. 畜産農業 (27,791)	1. 旅館業 (63,476) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,842) 3. 畜産農業 (27,399)	1. 旅館業 (64,183) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,102) 3. 畜産農業 (27,117)	1. 旅館業 (61,959) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,215) 3. 畜産農業 (26,179)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	11件	8件	5件	12件
②一時停止命令	0件	3件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	39,490件	41,110件	37,810件	38,163件
（昼間立入）	(39,025件)	(40,600件)	(37,318件)	(37,653件)
（夜間立入）	(465件)	(510件)	(492件)	(510件)
6 行政指導	8,759件	8,872件	8,243件	8,818件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	4事業場	4事業場	3事業場	2事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。  
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。